

岩手県告示第 627 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により、狩猟期間の延長及び狩猟鳥獣の捕獲等の制限の一部を解除することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成 19 年 8 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 平成 19 年 9 月 19 日(水)午後 2 時から
- (2) 場所 盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁 P 1 階 P 1－K 会議室

2 公聴会において聴こうとする案件

- (1) 狩猟期間の延長について
 - ア 狩猟期間を延長する狩猟鳥獣の種類 ニホンジカ
 - イ 狩猟期間を延長する区域 県内一円の区域
 - ウ 延長する期間 平成 19 年 11 月 15 日から平成 24 年 11 月 14 日までの毎年 2 月 16 日から同月末日まで
- (2) 捕獲等の制限の一部を解除することについて
 - ア 捕獲等の制限の一部を解除する狩猟鳥獣の種類 ニホンジカ
 - イ 捕獲等の制限の一部を解除する区域及び内容

区 域	内 容
大船渡市、陸前高田市、釜石市及び気仙郡住田町の区域。	捕獲等ができるニホンジカの数を一 日 一 人 当 たり 2 頭 まで と す る。た だ し、ニホンジカの雄にあつては、一 日 一 人 当 たり 1 頭 まで と す る。
県内一円の区域。ただし、大船渡市、陸前高田市、釜石市及び気仙郡住田町の区域を除く。	捕獲等ができるニホンジカの数を一 日 一 人 当 たり 3 頭 まで と す る。た だ し、ニホンジカの雄にあつては、一 日 一 人 当 たり 1 頭 まで と す る。